

平成27年1月30日
堺市

一般競争入札の対象となる単価契約案件について（お知らせ）

本市では、これまで単価契約案件の発注については、「各工種（各業種）単価の合計額」を予定価格とし、この予定価格が250万円を超える建設工事及び100万円を超える建設工事に関連する委託業務等の入札を一般競争入札により実施しているところですが、より一層の適正化を図るため、一般競争入札の対象となる単価契約案件を下記のとおり見直すことになりましたので、お知らせします。

なお、予定価格は、現行どおり「各工種（各業種）単価の合計額」とし、最低制限価格の算定方法についても、変更はありません。

記

1 一般競争入札（契約課発注）の対象となる単価契約案件

	現行	改正後
建設工事	<u>予定価格が250万円を超える案件</u>	<u>契約期間中の発注予定総額が250万円を超える案件</u>
建設工事に関連する委託業務等	<u>予定価格が100万円を超える案件</u>	<u>契約期間中の発注予定総額が100万円を超える案件</u>

2 適用時期

平成27年4月1日以降に公告する案件から適用します。